

第3節

力による一方的な現状変更やその試みへの対応

防衛戦略における第二の目標は、わが国の平和と安全にかかわる力による一方的な現状変更やその試みについて、わが国として、同盟国・同志国などと協力・連携して抑止することである。また、これが生じた場合でも、わが国への侵攻につながらないように、あらゆる方法により、これに即応して行動し、早期に事態を收拾することである。

わが国は、力による一方的な現状変更やその試みを抑止するとの意思と能力を示し続け、相手の行動に影響を与えるために、柔軟に選択される抑止措置¹ (FDO) とし
Flexible Deterrent Options

ての訓練・演習などや、戦略的コミュニケーション (SC) を、政府一体となって、また同盟国・同志国など
Strategic Communications
と共に充実・強化していく必要がある。

また、平素からの常統的な情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 及び分析を関係省庁が連携して実施することにより、事態の兆候を早期に把握するとともに、事態に応じて政府全体で迅速な意思決定を行い、関係機関が連携していくことが重要であることから、平素から、政府全体での対応を強化していくこととしている。

1 わが国周辺における常統的な情報収集・警戒監視・偵察 (ISR)

1 基本的考え方

わが国は、14,000あまりの島々で構成され、世界第6位²の面積となる領海 (内水を含む。) 及び排他的経済水域 (EEZ) を有するなど広大な海域に囲まれており、自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、平素から領海・領空とその周辺の海空域において情

報収集及び警戒監視を行っている。

2 防衛省・自衛隊の対応

海自は、平素から哨戒機³などにより、北海道周辺や日本海、東シナ海などを航行する船舶などの状況について、空自は、全国各所のレーダーサイトと早期警戒管制

解説

戦略的コミュニケーションの取組の推進

安全保障上の課題に対応していくにあたっては、外交的な取組とあわせて、平素から共同訓練・演習、防衛協力・交流、防衛装備・技術協力、能力構築支援など様々な活動を通じて、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出していくとともに、事態の推移に応じて柔軟に抑止措置を実施し、さらに重大な事態へと発展していくことを防ぐ必要があります。

このために、防衛省・自衛隊が実施する様々な活動やその目的について、効果的な発信が可能となるような手法やメッセージを選択して、同盟国や同志国と連携しつつ、国際社会に対して発信を行う必要があります。こうした戦略的コミュニケーションにかかる取組を積極的に推進してまいります。



資料：2022年度の外国海軍艦艇等の動向

URL：<https://www.mod.go.jp/js/activity/domestic/keikai2022.html>

- 1 相手方の行動に対し影響を与えるために周到に検討された、抑止のための行動
- 2 各国の海外領土の持つ海域も当該国のものとする世界第8位とされる。
- 3 敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的をもって、見回ることを目的とした航空機で、海自は、固定翼哨戒機としてP-3C及びP-1を、回転翼哨戒機としてSH-60J及びSH-60Kを保有している。

図表Ⅲ-1-3-1 わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ



機⁴などにより、わが国とその周辺の上空の状況について、24時間態勢での警戒監視を実施している。また、主要な海峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが同じく24時間態勢で警戒監視を行っている⁵。さらに、必要に応じ、艦艇・航空機などを柔軟に運用し、わが国周辺における各種事態に即応できる態勢を維持している。

なお、こうした警戒監視により得られた情報については、海上保安庁を含む関係省庁にも共有し、連携の強化も図っている。また、海上保安庁は、2022年10月より、海自八戸基地において、MQ-9B（シーガーディアン）の運用を開始しており、一方、海自では、現在有人機で実施している警戒監視などの任務の一部を将来的に無人機で代替可能か検証すべく、2023年5月から、八戸飛行場



海自那覇基地を視察しP-3C哨戒機に搭乗する小野田政務官

4 警戒管制システムや全方向を監視できるレーダーを装備する航空機。速度性能に優れ、航続時間も長いことから遠隔地まで飛行して長時間の警戒が可能。さらに高高度での警戒もできるため、見通し距離が長いなど、優れた飛行性能と警戒監視能力を持つ。空自は、旅客機B-767をベースにしたE-767を運用している。

5 自衛隊による警戒監視活動は、防衛省設置法第4条第1項第18号（所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと）に基づいて行われる。

解説

尖閣諸島について

尖閣諸島（沖縄県石垣市）は、歴史的にも国際法上も疑うことなきわが国固有の領土であり、現にわが国が有効に支配しています。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しません。

日本政府は1895年に、他の国の支配が及ぶ痕跡がないことを慎重に確認した上で、国際法上正当な手段で尖閣諸島を沖縄県所轄とすることを閣議決定し、正式に領土に編入しました。中国が尖閣諸島に関する独自の主張を始めたのは、1968年に東シナ海に石油埋蔵の可能性があるとして国連の機関が指摘した後の1970年代以降であって、それまで何ら異議をとっていませんでした。

それにもかかわらず、中国公船が2008年に初めて尖閣諸島周辺のわが国の領海に侵入して以降、わが国の強い抗議にもかかわらず、依然として中国海警船などが領海侵入を繰り返しており断じて容認できません。尖閣諸島周辺のわが国領海での独自の主張をする

中国海警船の活動は、そもそも国際法違反です。

このような力による一方的な現状変更の試みに対して、わが国が譲歩することはあり得ません。防衛省・自衛隊としては、国民の生命・財産及びわが国の領土・領海・領空を断固として守るため、引き続き、関係省庁と緊密に連携しながら、警戒監視に万全を期すとともに、冷静かつ毅然と対応していきます。



わが国固有の領土、尖閣諸島【内閣官房HP】

においてシーガーディアンを用いた試験的運用を開始した。今後、海自・海上保安庁それぞれが取得した情報の共有や、施設の相互利用を通じた運用の効率化を図ることとしている。

そのほか、常時継続的な監視の強化などのため、2022年12月、空自は、RQ-4B（グローバルホーク）を運用する偵察航空隊（青森県三沢市）を新編した。

近年、わが国周辺においては、中国海軍艦艇が、尖閣諸島周辺海域での活動を活発化させており、そうした状況のもと、中国海警局に所属する船舶が尖閣諸島周辺のわが国領海への侵入を繰り返している。また、中国海軍艦艇が南西諸島周辺のわが国領海や接続水域を航行する例がみられている。

防衛省・自衛隊は、わが国の領土・領海・領空を断固として守り抜くため、引き続き高い緊張感を持って警戒監視などの対応に万全を期していく。

3 政府全体での対応

力による一方的な現状変更を許さないためには、平素から政府全体の意思決定に基づき、関係機関が連携して行動することが重要である。このため、平素から政府全体として、連携要領を確立しつつ、シミュレーションや統合的な訓練・演習を行い、対処の実効性を向上させることとしている。

また、原子力発電所などの重要施設の防護、離島の周辺地域などにおける外部からの武力攻撃に至らない侵害や武力攻撃事態への対応については、有事を念頭に平素から警察や海上保安庁と自衛隊との間で訓練や演習を実施していく。特に、2023年4月に武力攻撃事態における防衛大臣による海上保安庁の統制要領を策定したことを受け、共同訓練などを通じ、海上保安庁との連携を不断に強化していく。

参照 I部3章2節6(2) わが国周辺海空域における軍の動向、図表Ⅲ-1-3-1(わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ)、資料17(中国海警局に所属する船舶などの尖閣諸島周辺の領海への侵入日数・のべ隻数)

解説

海上保安庁との連携強化について

海上における治安の維持は第一義的には海上保安庁の任務ですが、海上保安庁では対処できない場合には、自衛隊も海上警備行動や治安出動により、連携して対処することになります。また、他国からの武力攻撃が発生した場合には自衛隊が主たる任務として防衛出動により対処することになります。わが国周辺海域の情勢が厳しさを増すなか、どのような状況にも切れ目なく対応するため、自衛隊と海上保安庁の連携強化はより一層重要になっています。

海自と海上保安庁は、平素から共同訓練を行い、技量向上と共同対処能力の強化に取り組んでいます。平時における協力は、無人機の運用における連携にまで及んでおり、2022年10月より、海上保安庁は海自八戸飛行場において、長時間の監視警戒飛行が可能なシーガーディアン^①の運用を開始しており、海自においても2023年5月から八戸飛行場においてシーガーディアン^①の試験的運用を開始しました。無人機の運用に際しては、それぞれが取得した情報の共有や、施設の相互利用を通じた運用の効率化を図ることとしています。

また、武力攻撃事態における対応も含めた連携強化は、あらゆる事態に対応する体制を構築するうえで極めて重要です。

自衛隊法第80条においては、内閣総理大臣は防衛出動又は命令による治安出動を命じた場合において、「特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができ

る」とされています。これは、重大な緊急事態において、自衛隊と海上保安庁との通常の協力関係では効果的かつ適切な対処が困難な場合に、防衛大臣が海上保安庁を統一的、一元的に指揮・運用することを可能とするものであり、統制下に入った海上保安庁は海上保安庁法に規定された所掌事務の範囲内で非軍事的性格を保ちつつ、自衛隊の出動目的を効果的に達成するために、適切な役割分担を確保したうえで国民保護措置や海上における人命の保護などを実施することになります。

2023年4月には、上記の役割分担など、「海上保安庁の統制」の具体的な手続きを含めた、防衛出動命令が発出された場合における両機関の連携についての統制要領を定めました。今後、共同訓練において検証を行うことなどを通じ、引き続き自衛隊と海上保安庁との連携を不断に強化していきます。

海上保安庁シーガーディアン^①の運用支援

2 わが国の主権を侵害する行為に対する措置

1 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進 (スクランブル)

(1) 基本的考え方

国際法上、国家はその領空に対して完全かつ排他的な主権を有している。対領空侵犯措置は、公共の秩序を維持するための警察権の行使として行うものであり、陸上や海上とは異なり、この措置を実施できる能力を有するのは自衛隊のみであることから、自衛隊法第84条の規

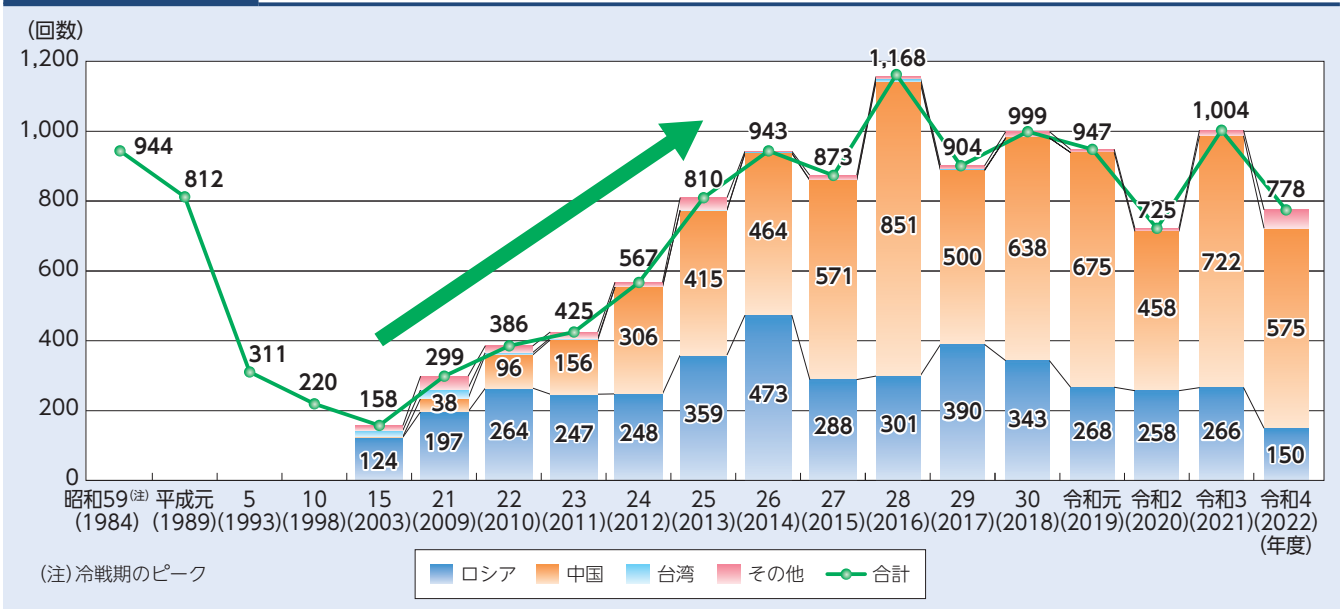
定に基づき、第一義的に空自が対処している。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

ア 全般

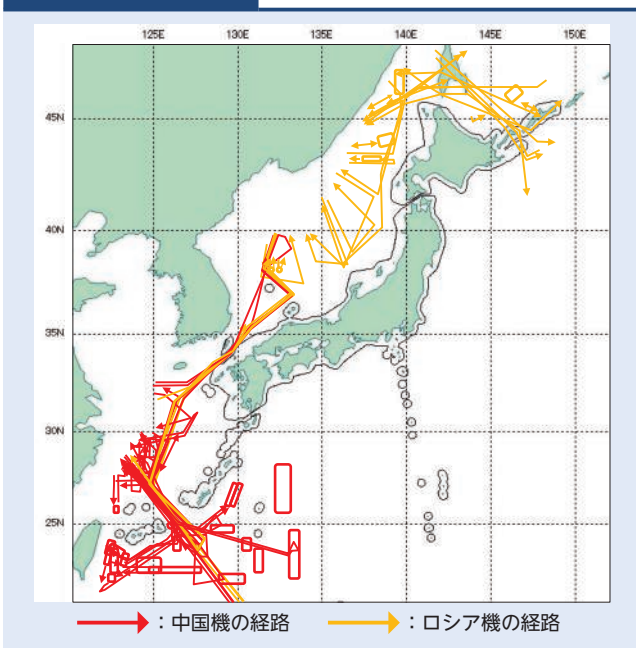
空自は、わが国周辺を飛行する航空機を警戒管制レーダーや早期警戒管制機などにより探知・識別し、領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合には、戦闘機などを緊急発進 (スクランブル) させ、その航空機の状況を確認し、必要に応じてその行動を監視している。さら

図表Ⅲ-1-3-2 冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳



図表Ⅲ-1-3-3

緊急発進の対象となったロシア機及び中国機の飛行パターン例 (2022年度)



緊急発進(スクランブル)対応中の隊員

に、この航空機が実際に領空を侵犯した場合には、退去の警告などを行っている。

2022年度の空自機による緊急発進(スクランブル)回数は778回(中国機に対し575回、ロシア機に対し150回、その他53回)であった。

近年、中国機の飛行形態は変化し、活動範囲は東シナ海のみならず、太平洋や日本海にも拡大している。また、2022年3月にもロシア機による領空侵犯があったほか、

2022年5月及び11月には中露両国の爆撃機がわが国周辺において長距離にわたる共同飛行を行うなど、中国機及びロシア機はわが国周辺で活発な活動を継続している。

防衛省・自衛隊としては、今後も活動を活発化させている中国軍及びロシア軍の動向を注視しつつ、対領空侵犯措置に万全を期していく。

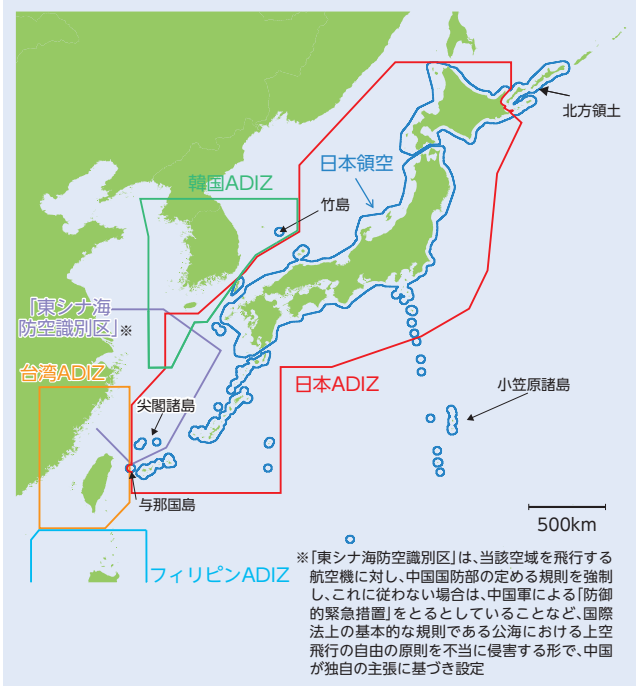
イ 外国の気球などへの対応

2019年11月、2020年6月及び2021年9月のものも含め、過去にわが国領空内で確認されていた特定の気球型の飛行物体について、さらなる分析を重ねた結果、この気球は中国が飛行させた無人偵察用気球であると強く推定されたことから、防衛省は2023年2月にその旨公表した。

気球であっても、外国のものであればわが国の許可な

図表Ⅲ-1-3-4

わが国及び周辺国・地域の防空識別圏 (ADIZ) (イメージ)



く領空に侵入すれば領空侵犯となる。外国の気球がわが国の許可なく領空に侵入する場合、戦闘機などによる必要な確認及び行動の監視を行いつつ、外交ルートを含む各種手段により収集した情報や、個別具体的な状況を勘案して、外国政府の気球であるか否か並びに国民の生命及び財産への影響などの判断を行う。当該気球が外国政府のもつと判断される場合には、当該外国政府に対する警告などを実施し、それでもなお、領空侵犯を継続する場合などには、自衛隊機は自衛隊法第84条に規定する「必要な措置」として、武器の使用を含めて対応することになる。

なお、政府は従来、対領空侵犯措置の際の武器の使用は、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合にのみ

許されるとしてきた。これは、有人かつ軍用の航空機を念頭に置いたものであるが、領空侵犯する気球を含む無人の航空機については、武器の使用を行っても直接に人に危害が及ぶことはないことから、例えば、そのまま放置すれば他の航空機の安全な飛行を阻害する可能性があるなど、わが国領域内の人の生命及び財産、また航空路を飛行する航空機の安全の確保といった保護すべき法益のために、必要と認める場合には、正当防衛または緊急避難に該当しなくとも、武器を使用することが許される、と無人の航空機に対する武器の使用にかかる同条の解釈を明確化した。

気球を含む無人の航空機といった多様な手段によるわが国の領空への侵入のおそれが増すなか、国民の生命及び財産を守るため、また、わが国の主権を守るため、国際法規及び慣習を踏まえてより一層厳正に対処していく。

□ 参照 I部3章2節2項6(2) わが国周辺海空域における軍の動向、I部3章5節3項6(5) わが国周辺における活動、図表Ⅲ-1-3-2 (冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳)、図表Ⅲ-1-3-3 (緊急発進の対象となったロシア機及び中国機の飛行パターン例(2022年度))、図表Ⅲ-1-3-4 (わが国及び周辺国・地域の防空識別圏 (ADIZ) (イメージ))

2 領海及び内水内を潜水航行する潜水艦への対処など

(1) 基本的考え方

わが国の領水内⁶で潜水航行する外国潜水艦に対しては、海上における警備行動(海上警備行動)を発令して対処することになる。こうした潜水艦に対しては、国際法に基づき海面上を航行し、かつ、その旗を掲げるよう要求し、これに応じない場合にはわが国の領海外への退



動画：航空警戒管制

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=DKd7UEU73rM>



資料：2022年度 年度緊急発進状況

URL：<https://www.mod.go.jp/js/activity/domestic/Scramble2022.html>



6 領海及び内水

去を要求することになる。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、わが国の領水内を潜水航行する外国潜水艦を探知・識別・追尾し、こうした国際法に違反する航行を認めないとの意思表示を行う能力及び浅海域における対処能力の維持・向上を図っている。

2004年11月、先島諸島周辺のわが国領海内を潜水航行する中国原子力潜水艦に対し、海上警備行動を発令し、海自艦艇などにより潜水艦が公海上に至るまで継続して追尾した。また、2018年1月、尖閣諸島周辺のわが国の接続水域における中国潜水艦による潜水航行が初確認された。

さらに、2021年9月10日には中国国籍と推定される潜水艦が奄美大島周辺のわが国接続水域内を潜水航行しているのを確認し、海自護衛艦及び哨戒機による警戒監視を行った。この潜水艦による領海侵入はなかったものの、このような潜水艦の活動はわが国として注視すべきものである。国際法上も、外国の潜水艦が沿岸国の領海内を航行する際には海上において、その旗を掲げて航行しなければならないとされており、国際法に反する活動を許さないためにも、自衛隊は万全の警戒監視態勢を維持していく。

3 武装工作船などへの対処

(1) 基本的考え方

武装工作船と疑われる船（不審船）には、警察機関で



不審船対処訓練に参加する海自艦艇と海上保安庁巡視船

ある海上保安庁が第一義的に対処するが、海上保安庁では対処できない、又は著しく困難と認められる場合には、海上警備行動を発令し、海上保安庁と連携しつつ対処することになる。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、1999年の能登半島沖での不審船事案や2001年の九州南西海域での不審船事案などの教訓を踏まえ、様々な取組を行っている。特に海自は、特別警備隊⁷の編成、護衛艦などへの機関銃の装備などを実施してきたほか、1999年に防衛庁（当時）と海上保安庁が策定した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、海上保安庁との定期的な共同訓練を行うなど、連携の強化を図っている。

7 2001年3月、海上警備行動下において不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。